

教科書問題

— II の 6 —

勝野尚行

- 序 教育政策動向と教育基本法制論
- 第 2 節 教育基本法制の理念
 - I 教育基本法の成立
 - 田中耕太郎の教育改革思想 (1)——
 - 田中文相の国会答弁
 - 田中「教育改革私見」等
 - 田中「ポツダム宣言履行の為めの緊急勅令
事後承諾に関する貴族院委員会」
 - 田中「教育に於ける權威と自由」
- 第 3 節 (続き) 1982 年文部省検定に対する国際的批判の経過等 (5)
 - 1982・8・13～'82・8・14——

序 教育政策動向と教育基本法制論

前回論文「IIの5」の序では、ごく最近の教育政策動向を探り、その吟味・批判を行った。本来ならば、本論文の序はその継続に当てなくてはならない。というのは、その後になって、教育職員免許法「改正」の動きがさらに顕著となり、1983年11月22日には、教育職員養成審議会（「教養審」）が文相の諮問（1983・6・15）に応じて答申（「教員の養成及び免許制度の改善について」）を出すまでにいっているし、さらに、第13期中央教育審議会（「中教審」）は、さきの教科書制度「改正」答申（1983・6・30）に引き続いて、1983年11月15日、中教審・教育内容等小委員会が「審議経過報告」（「時代の変化

に対応する初等中等教育の教育内容などの基本的なあり方について」と題する中間報告書に当たるもの)を文相に提出し、中学校段階での「習熟度別学級編成」等を提案するまでにしているからである¹⁾。戦後の学校制度はいまや、大きな曲り角(反動的再編成期)に立たされているとあってよい²⁾。しかも、1983年暮になってからは、中曽根首相が『毎日』社説「教育改革をもてあそぶな」(83年12月10日付)でたしなめられるほど、教育「改革」発言をくり返している(83年12月10日に「教育改革、7つの構想」として発表)からである³⁾。首相はとくに、第14期中教審(1984年発足)に現行6・3制の学制「改革」を文相をして諮問せしめる意向を固めたという⁴⁾。83年末の12・18衆院議員選挙での自民党の大敗(自民・286→250, 社会・101→112, 公明・33→58, 民社・30→38, 共産・29→26, 新自ク・10→8, 社民連・3→3, 等)は、これら教育「改革」構想が首相の思惑どおり達成されていくかどうか微妙にしたけれども、その後の12月26日、新自由クラブが自民党と「統一党派」をつくることになり、自民党系が国会で「安定多数」を確保することになったため、新自由クラブが教育「改革」を声高に唱えているだけに、80年代教育「改革」政策(「戦後教育の全面的見直し」をめざす)が強行される危険性はいっそう高まっているとみなくてはなるまい。

しかし、本論文「IIの6」の序では、これらに代表される教育政策動向の分析を、残念ながら保留せざるをえない。その分析を丹念に行う余裕がまったくないからである。

一方また、教育基本法制の成立過程の分析も、教育基本法の成立過程それ自体の分析に限定してみても、検討を要する資料が次々にあらわれてきて、一応の決着をつけるまでにはなかなか至らない。その後の1950年代から70年代までにかけての教育基本法制の展開(その法制理念と法制現実との矛盾・対立の深化)にまで目を向けようとあせっても、思いどおりにはなかなかいかない。たとえば、教育基本法制の形成にあずかって力のあった「教育刷新委員会」の設置(1946・9・7)から同委員会内等での論議、その後の同委員会建

議、等々を丹念にフォローしようとする、そのまえに、当時（敗戦直後から）の田中耕太郎（学校教育局長から文相、参院文教委員長、最高裁長官）の教育改革思想ないし戦前教育批判をフォローする必要に迫られることになる、というような次第である。加えて、教育基本法制を構成する諸々の教育法制（代表的・骨格的な教育法として、憲法 26 条、教育基本法、学校教育法、教育委員会法、社会教育法、私立学校法、等々）の成立過程の分析もすすめなくてはならない。そのようにしてはじめて、厳密な意味での「教育基本法制論」がひとまず成ったということになろう。

さらに教育基本法制論のなかで扱うべき理論的問題として、たとえば 1980 年代の現在、現行日本の教育法制が形式的にはなお憲法・教育基本法を頂点に置く教育法制でありながら、実質的にはその憲法・教育基本法の本質にまるで逆行するような教育行政が展開されており、その乖離背反が格段に進行しようとしている、この形式と実質との矛盾をどうとらえるかの問題がある。この矛盾を教育基本法制の内部矛盾（理念と現実との矛盾）と解しているだけでは、問題を理論的に扱ったとはいえない。あるいは「憲法体系と安保体系」といったような迫り方が可能なのであろうか。深く理論的に掘り下げるべき問題であろう。

〔註〕

- 1) これら 2 つの答申の全文は『文部広報』昭和 58 年 11 月 25 日付。
- 2) これらのうち、教育職員免許法「改正」に関する多数の資料を、岐阜経済大学教務課職員の尽力で収集することができている。それらの資料を列挙すれば、以下のとおりである。

教育職員免許法「改正」をめぐって

- | | |
|------------|--|
| 1981・11・16 | 自民党文教部会・教員問題小委「教員の資質向上に関する提言」 |
| 1982・5・15 | 全国私大教職課程研究連絡協議会「教師教育の在り方について——私立大学の立場から——」 |
| 8 | 日本教育学会・教師教育研究委員会「教師教育の改善に関する実践的諸方策についての研究」 |
| 12・20 | 日本私立短大協会「短期大学における教員養成についての意見」 |

- 1983・3・29 日本私大協会「教員養成制度に関する基本見解について」
- 5・26 自民党文教部会「教員の養成，免許等に関する提言」
- 6 国立大学協会・教員養成制度特別委員会「大学における教員養成（案）——教員養成制度充実のための課題——」
- 6・15 文相諮問「教員の養成及び免許制度の改善について」（「文部省改革試案」つき）
- 8・26 日本私大連盟「『教員の養成及び免許制度の改善』に関する見解」
- 9・22 教養審が各団体から意見聴取
（文書提出団体）全国連合小学校長会，全日本中学校長会，全国高等学校長会，全国公立幼稚園長会，日本私立幼稚園連合会，全国学校法人幼稚園連合，全国私立幼稚園連盟，都道府県教育長協議会，全国町村教育長会，日本教職員連盟，日本新教職員組合連合，全国教育管理職員団体協議会，日高教（右派），同（左派），等。
- 10 全国私大教職課程研究連絡協議会「教師教育の改善について——私立大学の立場から——」
- 11・22 教養審答申「教員の養成及び免許制度の改善について」
- 11・22 日教組「見解」
- 11・25 日高教中執「見解」
- 12・11 全国教員養成問題連絡会「声明」

本来ならば，さきの本連載論文「IIの5」での教育職員免許法「改正」問題分析に引き続いて，これらの動向についてさらに論及すべきではあるが，分析は次回以降に持ちこすことにする。

- 3) 1983年11月28日衆院解散から同年12月18日総選挙までの期間に，中曽根首相が打ち出した教育「改革」に関する「7つの構想」とは，① 6・3・3・4制の学制改革，② 偏差値依存の進路指導の是正，③ 大学入試制度の改善，④ 社会奉仕活動の重視，⑤ 情操教育の充実，⑥ 大学の国際化推進，⑦ 教員の資質向上，の7つを指す（『朝日』83年12月11日付）。『毎日』83年12月11日付社説「教育改革をもてあそぶな」や『朝日』83年12月11日付社説「偏差値を本当になくすには」などは，とくに首相のいう「偏差値依存の進路指導の是正」「偏差値教育の是正」をとらえて，端的に「本当に偏差値を追放するなら，高校入試そのものをなくす必要がある」「もう進学したい子は試験なしで全員を入学させる方向で考えるか，あくまで何らかの形で振り分けをするか，という選択にかかわってこざるをえない」などと述べ，「首相は，そこまで掘り下げて考えたうえで，偏差値体制をなくすと言っているのだろうか」と，強烈な疑問・批判をこれに投げかけている。

- 4) 『朝日』83年12月7日付。84年に入ってから、中教審や「文教懇」ではなく、首相直属の臨時教育審議会の新設によって教育「改革」を断行する、という構想に変わっている。

第2節 教育基本法制の理念

本連載論文「教科書問題一Ⅱ一」のなかでは、これまで、教基法制のことに限っては序の箇所ですこしばしば論究してきた。今後は、これについては第2節をあて、より本格的に論究し続けることにする。ところで、この教基法制論を本格的に構築しようとするれば、教基法制の成立過程そのものについてはもちろんのこと、その成立の前・後の時期にも目を向けていかななくてはならないから、教基法制論は以下の3本柱で構成されることになる。

- I 戦前日本の教育（とくに15年戦争期の教育）
- II 教基法制の成立（1945・8～1949・12頃まで）
- III 教基法制「改正」（とくに1956年頃以降）

以上の3つである。目下、私の考察はIIのなかの「教基法の成立」の部分に限られているけれども、その考察過程ではどうしても「戦前教育の過ちがどう反省されたか」にも言及せざるをえないから、考察が必然Iの部分にまでも及んでいくことになる。

I 教育基本法の成立

——田中耕太郎の教育改革思想(1)——

教基法制の精神＝構成原理をさらに深く解明していくためには、少なくともまず、教基法制の頂点にある教基法そのものの成立に至るまでの過程をたどり、その成立過程にそくしてその解明をめざさなくてはならない¹⁾。もちろん、その成立過程のなかでは、文部省（田中耕太郎文相）が第90帝国議会衆院での質疑応答のなかで、はじめて「教育根本法」の立案に着手している

旨明らかにしてから(1946・6・27)、その後政府原案としての教基法案が第92帝国議会貴族院本会議で可決成立するに至る(1947・3・23)までの、その過程こそいわば核心的過程である。だから、成立過程分析のなかでは、この期間内での国会両院とか教育刷新委員会(1946・9・7発足)等々での教基法案についての審議・論議等の内容分析を欠かすことはできない²⁾。したがって、この内容分析を私自身、本連載論文においても順次に行っている³⁾。

しかし、教基法の立法化にとりわけ指導的な役割を果たしたのが田中耕太郎であったとすれば、この田中耕太郎の戦後教育改革思想を確認しておくことがどうしても必要である⁴⁾。その思想の所産の一つが教基法だともいえるからである。そして、この田中の教育改革思想を確かめてみることは、戦後日本の教育法制(教基法制)の立法者たちが、戦前日本の東アジア諸国の各地で行った残虐・非道な加害行為について、どのような反省を込めて教基法制の立法化にあたったのかの課題の解明にも、大いに役立つのである。

〔註〕

- 1) 敗戦後の日本で、文部省が教基法の立案にとりかかるのは、1946年6月末ぐらいからである。しかし、この教基法の立法化の過程は、同時に、文部省等が戦後教育法制の骨格を次第に明らかにしていく過程でもあった。戦後教育法制の理解に欠かせない文献等を一部列挙すれば、以下ようになる。

戦後教基法制関係文獻

- 1945・7・26 ポツダム宣言
- 1945・10~12 GHQ, 4つの指令
 - 10・22 日本の教育制度の管理についての指令
 - 10・30 教育関係者の資格についての指令
 - 12・15 国家神道についての指令
 - 12・31 修身科・国史科・地理科の中止についての指令
- 1946・2 『第一次米国教育使節団に協力すべき日本側教育家委員会の報告』
- 1946・3・31 『第一次米国教育使節団報告書』
- 1946・5・15 文部省『新教育指針』第1分冊('47・2・15までに4分冊発刊)
- 1947・3・20 文部省『学習指導要領、一般編(試案)』

1950・8 文部省『日本における教育改革の進展』

1950・9・22 『第二次米国教育使節団報告書』

- 2) 教基法の成立過程をできるだけ丹念にフォローしながら、教基法に内包される戦後教育の原点にある教育思想を抽出しようとするとき、主に1946年6月末から1947年3月末までの期間に限ってみれば、何がフォローされなくてはならないのか。この点についていえば、つぎの5つぐらいになる。

戦後教育の思想

- (1) 田中耕太郎の戦後教育改革構想
 - (2) 第90帝国議会における「教育根本法」論議
 - (3) 「教育刷新委員会」(1946・9・7発足)での戦後教育改革論議
 - (4) 同委員会・第一特別委員会(1946・9・23発足)等の各特別委員会での戦後教育改革論議
 - (5) 文部省内大臣官房審議室(教育刷新委員会の事務局として1946・8・28設置、'46・12・4から同調査局審議課となる)での教育立法案
- 3) たとえば、「IIの2」25-30ページ、「IIの3」90-96ページ、等々。
- 4) 田中耕太郎の教育思想に論究するのは、私自身としては、今回がはじめてというわけではない。したがって、新しく入手しえた資料についてだけ、以下の論究をすすめることになる。田中説についてすでに私自身が論究した論文等文献の一部を示せば、つぎのとおりである。

拙編著『教育実践と教育行政、全訂版』(法律文化社・1979年)第3部第1章第3節、第4部第1章、その他。

拙著『教育専門職の理論』(法律文化社・1976年)。

共著『国民の教育と教育権』(福村出版・1971年)第3部。

共編著『現代の教育』(福村出版・1981年)第6章。

以下、ここで田中耕太郎の教育思想につき再論するわけであるが、ここで論究を予定している田中の論文等をひとまず列挙しておけば、つぎようになる。

1945・9・17 「教育の基本方針に関する意見草稿」

1945・9・17 「教育改革私見」

1945・11 「ポツダム宣言履行の為めの緊急勅令事後承諾に関する貴族院委員会」

1946・3 「教育に於ける権威と自由」

1946・6・14 地方長官会議「説示」

1946・5・15 「文部行政の任務」*

1946 『教育と政治』好学社

1948 『新憲法と文化』国立書院

1949・2 「地方教育行政の独立について」*

1952・1・1 「教育基本法第一条の性格」

1956 『教育基本法の理論』有斐閣

1957・1・1 「司法権と教育権の独立」

※印の論文内容については、本学地域経済研究所紀要『地域経済』第4集（1983年度発刊）の拙稿「教育委員会法制の研究〔I〕」の第1章第4節で論究している。

田中耕太郎文相の国会答弁

(1) 田中文相が「教育根本法」の立法化構想をはじめて公にしたのは、第90帝国議会議衆院における論議のなかでであった。たとえば、同衆院帝国憲法改正委員会での森戸辰男議員の質問（1946・6・27）「教権ノ確立，教育ノ根本精神ノ確立ハ，此ノ憲法ニ於テナサレルコトガ最モ適当ナノデハナイカ」にたいして、田中文相は「(ソノ事ハ)立法技術ノ点カラミテ相当困難ナコト」なので「此ノ際ハ憲法ノ中ニ之ニ関スル規定ヲ置キマセヌデ，教育ニ関スル根本法ヲ制定致シマス際ニ，其ノ中ニ採り入レタイ」と考えて「目下其ノ立案ノ準備ニ著手シテ居ル」と答弁していたのである¹⁾。もちろん、その立法化構想は、この森戸議員の質問への答弁のなかで公にされただけのものではない。同委員会での加藤一雄委員の質問（1946・7・15）にも答えながら「此ノ教育法ノ根本的ノ構想ハ今我々が練ツテ居ル最中デゴザイマシテ，其ノ範圍，内容等ハ，甚ダ実ハ漠然ト致シテ居ル」がとことわりながらも、教育根本法の構想をより全体的に明らかにしたのである。そして、この教育根本法のなかには「民主主義的平和主義的教育ノ根本原理」を盛り込むことによって「今日マデノ学校法令ニ現ハレテ居リマス所ノ皇国ノ道ニ則リ，サウ云フ思想ヲ払拭致スト云フコト」にしたいと答弁したのである（本論文「IIの3」94ページ参照）。

(2) この時期に森戸議員に続いて質問に立ったのが、日本共産党の野坂参三議員であり、同衆院本会議での1946年6月28日の質問のなかで、野坂議員は以下のように述べた。

「是ハ特ニ文部大臣ニ御聴キンタイガ、戦争ノ犯罪性、侵略戦争ノ犯罪性、過去ノ日本ノ戦争ガ帝国主義的デアリ、侵略的デアルト云フコトヲ、一体教育面ニ於テドノ程度マデ徹底的ニ実行サレテ居ルカ、之ヲ具体的ニ説明シテ戴キタイト思フ。」²⁾

戦前日本帝国主義のくり返した戦争の犯罪性・侵略性について、戦後日本の教育のなかで、どれほど徹底的に反省しようとしているのか、反省して教育行政にあたっているのか、という質問である。戦前日本帝国主義の重ねた犯罪・侵略・加害についての徹底した反省のうえに戦後日本の教育を据えよと、つよく要求したものともみられよう。

この野坂議員の質問にたいし、これを田中文相は「過去ノ日本ノ戦争ノ罪悪性、侵略性ヲ人民ノ間ニ徹底サセルコトヲ決意シテ居ルカドウカ、又ドウ云フ風ニヤツテ居ルカト云フ」質問としてとらえて、文部省としては教育人事・教育内容の両面で努力していると答え³⁾、とくに教育内容の方面のことについてはとして、以下のように答弁した。

「教育内容ノ方面ニ付キマシテハ、我々ハ或ハ教師用指導書デアルトカ、或ハ追ツテ段々出来上ツテ参リマスル教科書ノ中ニ、或ハ講演其ノ他ノ方法デ以テ、日本ノ過去ノ国策及ビ教育ノ誤謬並ニ既往数年間ノ国家的罪悪ヲ根本的ニ反省スルコトニ決シテ躊躇スルモノデハナイノデアリマス。我々ハ今軍国主義、侵略主義カラ、民主主義、平和主義ノ方向ヘノ宗教的『コンヴァージョン』ノ時機ニ、関頭ニ立ツテ居ルト云フコトヲ反省致シマシテ、民主主義、平和主義、人類愛コソ、世ノ初メカラ世ノ終リマデ変ラナイ真理デアルコトヲ、凡ユル方法ヲ以テ徹底サセタイト努力致シテ居リマス。」⁴⁾

戦前日本の国政・教育の過ちを「根本的ニ反省スル」決意である旨、明快に述べた部分である。戦前日本の軍国主義・侵略主義の国策を「国家的罪悪」を犯したものとしてとらえており、「根本的ニ反省スル」ことの中身に東アジア諸国での加害行為を加えていることは、ここにも明白である。

加えて田中文相は、平和主義・民主主義・人類愛の精神を国民大衆のあいだに普及・浸透させることについて、

「此ノ精神ヲ国民全体ニ滲透サセマスコトハ、是ハ実ニ容易ナラヌコトデアリマシテ、忍耐強クヤラナケレバナリマセヌ。相当ノ時日ヲ要スルコトデアリマスガ、政府ハ之ニ付キマシテ固イ決意ヲナシテ居ルモノデアリマシテ、(以下、略)」⁴⁾

などと述べ、政府・文部省のこれについての「固イ決意」を披瀝してみせている。平和主義・民主主義・人類愛の精神を国民全体に浸透させるため「忍耐強ク」「相当ノ時日」をかけて取り組む旨、言明したのである。

(3) 野坂議員の質問にたいする答弁のなかで、田中文相は、戦前日本の国策・教育の誤謬および「国家的罪惡」を「根本的ニ反省スルコトニ決シテ躊躇スルモノデハナイ」と実に明快に述べたのである。このことは、田中文相らがひとまず、そうした「根本的反省」に立って教基法原案の作成にあっていたことを意味している。ではいったい、田中文相は当時どのような教育改革思想に立って戦後教育改革・教基法原案作成を指導していたのか。教基法原案作成期の前・後における田中文相の教育思想そのものを、以下順次に確かめていくことにしよう。

〔註〕

- 1) 加藤地三他編『戦後日本教育史料集成』第1巻、三一書房、378—380ページ。
- 2) 同上、380ページ。
- 3) 「教育人事の方面」に関する答弁より。

「教育人事ノ方面ニ付キマシテハ、(中略)教職員適格審査ノ規定ノ中ニ於キマシテ、軍国主義、侵略主義ノ要素ヲ徹底的ニ排斥スル意味デ以テ、今徐々ニ実現ノ緒ニ就イタ次第デアリマス。又此ノコトハ教職員ノ頭ノ切替ヘヲスル必要ガアルノデアリマシテ、此ノ教員ノ再教育ト云フ点ニ付キマシテモ、或ハ師範教育制度其ノ他ヲ根本的ニ反省致シマシテ、或ハ又其ノ時々ノ実情ニ応ジタ教員再教育ヲ実行致シタイト思ツテ居ル」(同上、380ページ)。

この答弁からみると、1946年当時、軍国主義・侵略主義の要素を戦後教育から徹底して排除し、それに平和主義・民主主義をとってかえるべく、教職員教育、教

員養成制度の見直し、教職員適格審査、等々が行われていたことが知られる。

4) 同上, 380 ページ。

田中「教育改革私見」等

(1) 1945年8月18日に文相に就任した前田多門の、その要請で田中耕太郎が戦後新設の学校教育局長に就任するのは、1945年10月15日である。この局長就任時に、田中局長がすでに教基法の立法構想をもっていたというわけではない。しかし、田中局長が前田文相と会談した際(45・9・17)にまとめたメモ「教育の基本方針に関する意見草稿」「教育改革私見」(いずれも1945・9・15付)をみれば、すでにそこに、その後の教基法立法構想の内容にも通ずる教育思想が十分に認められるのである。

(2) 「教育の基本方針に関する意見草稿」をみれば、田中が「敗戦」をどのように受けとめていたか、およそ明らかとなる。

「戦争は摂理的に終結した。実際の所、『聖戦』と標榜しながら、戦争の『正当原因』即ち其の倫理性が我れに欠けていたのである。敗戦は正に比島に於ける暴逆行為を知るにつけても感ずる如く、当然受くべき天罰であった。勝ったとすれば、国民は反省の機会を与えられず、軍国主義と民族的驕慢病とは国家の破滅まで続いたのであろう。又国民が軍閥の桎梏から免れ得る希望は失はれたであらう。我らは『敗けたくない』と『勝つことの禍』と云ふ2つの心持のディレンマに悩まなければならぬ世界史上類例のない悲劇の国民であった。」¹⁾

注意すべきことは、田中が太平洋戦争における日本の敗戦を、「正当原因」ないし倫理性の欠けた「聖戦」への、「比島に於ける暴逆行為」等への、当然受くべき天罰としてとらえていることである。さきにもた野坂議員への田中文相の答弁(「日本ノ過去ノ国策及ビ教育ノ誤謬並ニ既往数年間ノ国家的罪惡ヲ根本的ニ反省スルコトニ決シテ躊躇スルモノデハナイ」)が、けっしてその場のがれの答弁ではなかったことを、よく示しているとみられよう。

「2つの心持のディレンマに悩まなければならぬ最も悲劇的な境遇にあったのだ。敗戦に積極的意義を認めなければならぬ程不幸な国民は他にあったであろうか。この際我々は道徳的解毒剤で以て徹底的に帝国主義的軍国主義的要素を清算しなければならぬ。教育の根本方針として道徳の内面化が肝要である。」²⁾

「道徳の内面化」を戦後教育の根本方針としなくてはならないというのも、二度と再び「国家的罪悪」をくり返させない国民の形成をこそ戦後教育は根本課題としなくてはならない、という思いに由来するものである。ここには、戦前日本の国策が犯した罪悪に対する深刻な反省がある。

戦前日本の教育の誤謬を根本的に反省する必要を認め、その角度から「道徳の内面化」を説く田中が、この頃なお教育勅語の強烈な擁護論者であったことは矛盾であろう。教基法の立法構想を固めながら、戦後日本の教育の近代化を追求した田中が、なお教育勅語（戦前日本の教育の根幹に据えられていた）の強烈な擁護論者であったとすれば、教基法の立法構想と教育勅語擁護の思想とは、いったいかれのなかでどのように共存していたのであろうか。事実、田中はその「教育改革私見」（すぐ後にみるところ）のなかでさえ、1(A)の「(1) 国民教育の倫理化——倫理的形式主義の排斥」の最初に「教育勅語の自然法的意義の顕揚」を掲げているのである。そのなかの2(1)の(i)では「教育を政治より分離し」等と「教育権の独立」の制度化まで提唱しながら、である。

しかし、田中の教育改革思想のなかでは、この教育勅語擁護の思想はけっして主要な思想ではありえない。したがって、この方面のことについては、これ以上とりたてて論及することはしない。

(3) この「意見草稿」と同日付の「教育改革私見」をみれば、田中耕太郎がすでにはやく、戦後教育改革構想を1945年9月の段階で固めていたことがわかる。この文書の作成が1945年9月15日付となっていることは、田中の戦後教育改革構想が、そしてこの構想に立って田中文相（文相就任は1946

年5月22日)を代表者とする文部省が教基法の立法化に着手していったとすれば、教基法の成立基礎にある戦後教育の思想が、けっしてGHQ等からの「押しつけ」の所産などではないことを、いっそうよく示していることになるのではないか。むしろ、その構想が戦前日本の国策・教育の過ちについての反省からの所産であることが知られるのである。この点、いく重にもここで強調しておきたいことである。

「前田文相との会談材料」として1945年9月に作成された「教育改革私見」の全体的構成を概観すると、それは、

1 内容的方面

(A) 教育思想(6項目)

(B) 教育方針(6項目)

2 制度的方面(13項目)

となっており、戦後教育のあり方を内容・制度の両面から構想したものであることがわかる。このうち、1(A)の教育思想の箇所からみれば、その6項目は以下のとおりである³⁾(ゴチックは引用者)。

(1) 国民教育の倫理化——倫理的形式主義の排斥(中略)

(2) 教育に於ける自由主義と権威主義の問題——教育者と被教育者との地位の自覚——平等関係には非ず——教育者の権威は如何なる意味に於て存するや(中略)

(3) 真理と文化の尊重及び真実の直視——研究と教育との関連——殊に文化(精神文化及び物質文化)と人類の福祉及び国家の発展との有機的関係を明瞭にすること——教育者の真理探求及び文化尊重の熱意が及ぼす被教育者に対する好影響——真理を歪曲せる従来の国史研究及び国史教育の是正(中略)

(4) 教育と国家主義——国家と真理及び道義との関係——国家も真理及び道義に奉仕すべきものなることを明瞭にすること——反対に権力国家的思想即ち国家が正邪善悪に超越する存在なること又は国家が正邪善悪の

尺度を規定し国家に有用なるもの即ち正且つ善なりとの思想を排撃すること

(5) 個人、家族、国家、民族及び人類社会の相互の関係を明瞭にし、偏狭且つ排他的なる国家主義、民族主義を是正し、健全なる国際主義の思想を育成し、世界平和及び人類の福祉に対する熱意を涵養すること

(6) 被教育者の個性の発揚と人格の完成に力を致すこと（以下、略）

以上に引用したうち、ゴチックで示した部分をみれば、のちにみる「京都講演」での戦後教育構想がすでにここで固められていたことが知られよう。

1(B)の教育方針の箇所からの引用は省略して、補足的に2の制度的方面の箇所もみておけば、ここでも、すでにはっきりと「教育権の独立」「真実に立脚する国史の編纂」等が構想されていたことがわかる。その13項目は以下のとおりである³⁾（ゴチックは引用者）。

(1) 文部省問題

(イ) 教育を政治より分離し、教育制度を政党政派の対立及び勢力関係の影響外に置くこと——此の為に憲法上司法権に与へられたる独立の地位を保障する取扱を為すこと

(ロ) 文部大臣の頻繁なる更迭はこれを避くべく、原則として教育界又は学界出身者を以てこれに充つること

(ハ) 更に文部省の存在理由及び機能を再検討し、これを存置するとせば、其の活動を原則として教育の内容に干与せざる純粹なる事務的方面に限局すること（例へば図書館、国宝等の管理、校舎の建設、其の他学校施設、教科書の編纂印刷頒布、学校衛生、体育、其の他助成的方面）

(ニ) 教学局及び国民精神文化研究所の廃止

(ホ) 教育界及び学界の権威者より成る永続的審議会の設置

(2) 学区制の問題——仏国の例を研究すること

(3) 大学自治制の確立

(4) 私立学校及び宗教学校の自由なる設立経営を認むること

- (5) 私立大学の改革, 其の財産的基礎の確立及び内容の改善併合□□, 学生定員制限, 教授身分保障, 理事会権限制限, 教授会独立⁴⁾
- (6) 教育者及び学者の待遇の改善並びに社会的地位の向上殊に国民学校及び中等学校職員の優遇
- (7) 国民教育及び中等教育に関する教育者の養成に付一般教養に重きを置き, 師範学校及び高等師範学校を廃止し, 中学校, 高等学校及び大学を以てこれに充つること
- (8) 試験制度の意義及び其の内容の再検討
- (9) 高等学校3年制への復旧
- (10) 法, 経, 文等の文化諸科学の振興
- (11) 従来の行き過ぎたる国粹主義, 排外的民族主義を清算する趣旨を以てする教科書の改訂
- (12) 真実に立脚する国史の編纂
- (13) 育英事業

以上の13項目である。(1)の(イ)(ロ)(ハ)等を見れば, 田中が「教育権の独立」の保障をすでに明確に構想していたことがわかるし, (1)の(ハ)および(11)(12)を見れば, 「文部省を存置するとせば」という条件づきで, 文部省による教科書の編纂・印刷・頒布を構想していたとはいえ, その文部省の教科書行政は「教育の内容に干与せざる純粹なる事務的方面に限局」されなくてはならず, 国粹主義・排外的民族主義を清算し「真実に立脚する」ことを助成するものでなくてはならないと, そのように考えていたことがわかる。

しかし, ここでこの田中の「教育改革私見」のなかで注目しておきたいのは, 「制度的方面」のことより「内容的方面」のことであって, 田中がすでにそのなかで「国家と真理及び道義との関係」にするどく論及していることである。かれによれば, まず, 「権力国家的思想」ないし国家主義教育思想はつよく排撃されなくてはならない。その国家主義教育思想とは, 「国家が正邪善悪に超越する存在」となり, 「国家が正邪善悪の尺度を規定し国家に

有用なるもの即ち正且つ善なりとの思想」に立って教育内容を編成して教育すべしとする思想を指す。そして、このような国家主義教育思想（「国家による国民教育」の思想、「国策に基づく教育」の思想）を退けて、田中は、国家＝国策が真理および道義に服従することを要求しているのである。「国家が真理及び道義に奉仕すべきもの」だといってである。教育内容の国家統制をつよく批判したものといってよい。

〔註〕

- 1) 杉原誠四郎『教育基本法の成立』日本評論社、40 ページ。
- 2) 同上、52—53 ページ。
- 3) 鈴木英一編『資料、教育基本法 30 年』教育基本法文献選集、別巻、学陽書房、73—75 ページ。
- 4) □印は判読不能の意。

田中「ポツダム宣言履行の為めの緊急勅令
事後承諾に関する貴族院委員会」

1945 年 11 月作成の『田中耕太郎文書』所収の上記メモ¹⁾は、アメリカ占領軍からの教育改革指令が連発されるなか、田中局長がそれにどのように対応しようとしたかを、かなりよく示すものである。前半は占領軍の改革指令の意図を読み取ることに当てられており、1、今日まで連合軍側よりの指令として覚書の形式で送付せられた文部省のみに関係するものとして（4 項目）、2、口頭で意嚮を通じて来たものとして（6 項目）、3、他省と関係ある事項にして指令を受けたる問題（3 項目）、等々を列記したのち、その 6 で以下のように書いている。

6、連合側意図、一言にして尽せば我が教育の民主化

連合側意図に於て我が教育制度及び教育の実際の状態の根本的改善を企図す

教育に関しては最も熱意をもってゐる

其の精神を要約すれば

- (1) 消極的には我が教育より軍国主義及び過激国家主義的要素の払拭
- (2) 積極的には教育の民主化
- (3) 教育の改善

連合国側の教育改革の意図が「教育の民主化」にあり、そのために軍国主義・過激国家主義の払拭を図ろうとするものだと解している。その読みはまことに的確であったということになる。ついで、その7では以下のように書いている。

7. 文部省の方針

- (1) 先方の指令を受けたからと云ふに非ず、又受けさうだから先手を打つと云ふのではなく、教育の本義に照して従来の教育方針に根本的再検討を加へ、大々の反省を為し、平和国家、文化国家を建設せんとする意図の下に施策を考案し、着々実現に移しつつあり、

形に於ては受身に見ゆる場合があつても、事實は教育が本来然かあるべきものとする信念に基き指令の有無を問はず研究実施致さんと努力しつつあり、

- (2) そのために連合軍側と必要があれば十分内談を遂げ、先方の意見を聞き、指令にして我が国の実状に十分適しないものがあれば実状を十分説明し、了解を求めるに努力しつつあり、斯様にして了解を得たもの尠しとせず、

連合国側の意図が「教育の民主化」(戦後教育からの軍国主義的・国家主義的な要素の払拭)にあると読んだ田中局長(文部省)は、十分に主体的に教育改革に取り組むことができた。文部省の教育改革方針を、田中は「従来の教育方針に根本的再検討を加へ、大々の反省を為し」て「教育の民主化」を徹底してすすめることに置いているが、この方針は、田中にしてみれば、「教育が本来然かあるべきものとする信念」からくるものであったのである。

上記メモの後半は「文教に関する根本的方針」をより具体的に書いた部分

であるが、重要箇所だけを抽出して示せば、つぎのとおりである。

1, 軍国主義的, 過激国家主義的要素の払拭, 或は人的に, 或は内容的の意味に於て, (これは消極的)

2, (積極的に)

{ 真理 (道徳, 科学, 宗教, 文化) 尊重
{ 眞実 (歴史の研究及び国史教育の) 尊重

国民道徳の形骸化を戒め, 一層内省的, 良心的なものとする事,
真理, 眞実をそれ自身目的として探究, 尊重すること, 国家万能思想,
すべてを権力国家の手段と看做す従来の傾向の根本的是正

国民の教養の水準の向上, 識見を広くし, 世界的人物の養成を目標とすること

教育者の頭の切り換へに努力——教育研修所, 講演会, 講習会

3, 教育に於ける民主主義

(1) 教育の独立, 其の權威の維持即ち教育を政治の手段とせず其れ自体
価値あるものとする思想に立つこと, 教育の尊重

我が教育系統の面の再反省, 中央と地方

(2) 教育関係即ち教育者と被教育者との間に於けるデモクラシー——権力主義の排斥

(イ) 被教育者は教育者に盲目的に機械的に隷属する奴隸的存在に非ず,
一個の人格者として観察すること——人格の完成, 個性の健全なる発達

(ロ) 教育者も亦被教育者の功利的意図即ち智識獲得の単なる手段に非ず——
人格者なること

教育者と被教育者との関係は人格者相互の関係 (中略)

教育者は統制主義的権力を以て被教育者を圧迫するものに非ず,
然し被教育者は無制限に自由を発揮し放恣に陥るべからず, (中略)

(3) 具体的施策

- (イ) 教育の画一主義打破,
 - (イ)の2 合理的思惟の習慣養成
 - (ロ) 広汎なる範囲に於て私学の自由を認め、又官公私立学校に関しても無用の制限を撤廃すること——教育事務の徹底的に簡素化
 - (ハ) 男女の教育上に於ける機会均等——女子教育の振興
 - (ニ) 師範教育の再検討
 - (ホ) 宗教教育の尊重
 - (ヘ) 教科書の根本的改訂
 - (ト) 国史教育方針の反省
 - (チ) 学校教育及社会教育を通じて公民教育の普及及び健全なる国家及び政治思想を涵養すること
 - (リ) 科学教育の振興
- (2) 体育の振興——軍国主義的要素は払拭

4、現下の緊要問題は種々あり(以下、略)

以上が「文教に関する根本的方針」の重要箇所であるが、軍国主義・国家主義の教育を徹底して排除することを前提に、積極的に戦後教育のあり方の基本を明示したものと見てよい。この「根本的方針」のなかでは、とくに以下の3点が注目に値する。

第一。「教育の独立」の提唱である。「国家万能思想、すべてを権力国家の手段と看做す従来の傾向の根本的是正」というのも、教育を国策遂行の手段とする(教育の国家統制としてあらわれる)ことへの根本的批判でもあろうし、「広汎なる範囲に於て私学の自由を認め、又官公私立学校に関しても無用の制限を撤廃すること」というのも、いわば「学校の自治」の保障をいっただものであろう。教育の「権威の維持即ち教育を政治の手段とせず其れ自体価値あるものとする思想に立つこと、教育の尊重」が直接に「教育の独立」をいっただものであることはいうまでもない。

第二。教育関係の民主化の提唱である。いわれている「教育者と被教育者

との間に於けるデモクラシー」という民主主義の思想は、1980年代の現在、いよいよ「管理主義」教育が普及・徹底せしめられている現実²⁾にてらしてみても、刮目に値する思想だといわなくてはならない。「被教育者は教育者に盲目的に機械的に隷属する奴隷的存在に非ず、一個の人格者として観察すること」を提唱し、そのような「観察」をとおしてはじめて「人格の完成、個性の健全なる発達」を達成することができるし、その達成をめざさなくてはならないという。「教育者と被教育者との関係は人格者相互の関係」と規定したり、また「教育者は統制主義的権力を以て被教育者を圧迫するものに非ず」と、従来の統制主義・権力主義の教育を批判したり、はてはより具体的に「体育の振興——軍国主義的要素は払拭」と書いたり、いずれも現代「管理主義」教育に対する強烈な批判となっているとみられよう。

第三。道徳教育の再編成の提案である。国民道徳の問題について「形骸化を戒め、一層内省的、良心的のものとすること」を提案している。そして、より積極的に「国民の教養の水準の向上、識見を広くし、世界の人物の養成を目標とすること」「合理的思惟の習慣養成」「学校教育及社会教育を通じて公民教育の普及及び健全なる国家及び政治思想を涵養すること」等々を提唱している。戦前教育のなかでの道徳教育の反省にせよ、戦後教育のなかでの道徳教育の方向づけにせよ、少しばかりその中身が抽象的に過ぎることは否めないけれども、しかし実は、このかれの道徳教育観のなかに戦前教育の重大な過ちについての深い認識が込められているのである。この点、のちにみる田中の京都講演「教育に於ける権威と自由」のなかで、より具体的に明らかにされているので、ここではこの問題にこれ以上論及することはしない。

これら3つの指摘からなる田中の民主主義的教育思想が、深く現行の教基法制的なかに浸透していることに、よく注意しなくてはならない。

〔註〕

- 1) 鈴木英一編『資料集1, 戦後教育立法に関する重要資料』所収, 名古屋大学教育行政研究室, 昭和49年12月。

2) とりわけ1980年代に入ってから、ここでいう「管理主義」教育に対する批判が活発化し、多数の文献が公刊されるに至っている。参考までに、それら批判の書のうちの主なものを列挙して、研究の便宜に供することにしよう。

宇治芳雄『禁断の教育』汐文社・1981年。

同『虚構の教育』汐文社・1982年。

有賀幹人『教育の犯罪』国土社・1983年。

影山健・岡崎勝編『草の根教育運動のために』国土社・1983年。

林雅行『管理される子どもたち』柘植書房・1982年。

同『「国民学校の朝」がくる』柘植書房・1983年。

同編著『管理された教師たち』柘植書房・1982年。

篠原裕司『教育を狙う黒い潮流』汐文社・1983年。

森与志男『校長はなぜ死んだか』あゆみ出版・1984年。

鎌田慧『教育工場の子どもたち』岩波書店・1984年。

浅野郁郎他『窓のない教室から』風媒社・1984年。

田中「教育に於ける権威と自由」

田中耕太郎講演「教育に於ける権威と自由」¹⁾の内容も刮目に値する。この講演は、来日した第一次アメリカ教育使節団(1946・3・6~'46・3・31まで在日)に同行した田中が京都で行ったものである。同じく、「押しつけられた」教基法という見方に対しても、その誤りを十分に実証するに足りるものである。この講演は、教基法の立法過程で指導的な役割を果たした人物である田中が、どのような姿勢で連合国側の政策に対応したか、どのような考え方で戦後教育改革にあたったか、等々のことをよく示しているとみられよう。この講演内容はまた、いくつかの問題点を含んでいるけれども、戦後教育の基調に平和主義・民主主義が据えられるべきことをくり返している点でも、さらにまた教基法のそもそもの出発点にある思想をよく示している点でも、注目に値する意義をもっていると思われる。

(1) この講演のなかで、田中はまず、太平洋戦争が「異常な悲劇的な終結を遂げ」たいま、反省すべきことは敗戦に至ったこと自体ではなく、「一体この度の戦争は果して始めなければならなかったものであるかどうか、正

しい戦争であったかどうか」ということであって、「我々の為した戦争には正当原因、(中略) ジャスト・コーズ (just cause) といふものが欠けてをった」ことだと強調している。深く反省すべきことは、国民道徳の水準の低下であり、そのために「正しくない戦争」を決行してしまったことだという。

「我々は常に国家の為すことならば何んでも正しいのだ、国家の利益になれば人の物を泥棒してもよい、何してもよい、といふ風に考へるやうに習慣づけられてゐたのであります。国家の為すことならば何事も批判出来ないとか、国家の利益になることならば総て正しいのだといふ風に、常に価値判断の基準を国家に置いて参つたのであります。従つて国家が戦争を始めるといふ場合において、果してこれは正しい戦争であるかどうかといふやうなことの批判は全然許されてゐなかつたのであります。」²⁾

国政にたいする無条件的な服従が習慣となり、国政への批判能力を失つてしまつていたこと、そうした意味での国民大衆の道徳(価値判断能力)水準の著しい低下にこそ、反省の目を向けなくてはならない。

「国民道徳の水準の低下、これは非常に著しい事実でございます。各国民一人一人についてかういふ風な国民道徳が低下して参つてゐることは、これは国家全体にも影響があるのであります、さういふ国民を以て構成せられてをる国家であるからして、世界人類の道徳の水準から見まして正しくない戦争を決行するといふやうな結果になつた訳であります。我々が最も感じなければならぬのは負けたといふことではない。」²⁾

国民大衆が反省すべきことは、自分たちの価値判断の基準が誤つていたがゆゑに、誤つた国政の遂行を許し、それに積極的に手をかしてきたこと、そのことである。「我々は個人に対すると同じやうに国家に対しても道義を要求しなければならぬ」のだから、もしも国家にして「道義に反するといふやうなことがあつたならばそれこそ非常な恥」であり、国家が「不道徳な政策を遂行したこと自身がこれが世界歴史的に見まして大きな恥」である³⁾のに、この恥を恥と感ずることができなかつたことである。国民として「国家

が真に道義的であるといふことに唯一つの誇りを持たなければ」ならず「国家が実力において優ってをるといふことに対して誇りを抱くべき」ものではない、「最も大なる恥は道義を破るといふこと」である³⁾のに、その道義にてらして国政の過ちを批判することができなかったことである。

田中はおよそ以上のように述べて、「過去において非常な罪惡を犯して来たといふこと」について、そうした「国民の過去を真理の尺度に照らして、道德の尺度に照らして、果して正しかったかどうかといふことを心の底から反省しなければならぬ」とくり返している。普遍的な真理・道德にてらして国政の動向を判断する、そうした価値判断能力をこそ国民大衆のなかに形成して、国民大衆の道德水準を格段に高めなくてはならない、というのである。

「私は国家といふものは道義といふものを精神としなければならぬことは個人の場合と同じだと思ふのであります。(中略) 国の政策といふものが果して真理に適ってをるか、道義に適ってをるかかどうかといふことを常に反省しなければならぬのです。」⁴⁾

「特に必要なのは我々が世界人類的な精神を涵養することであります。総てを国家々々といふことに結びつけて考へ、国家が奉仕しなければならない真理、理想といふやうなことは問題にしないといふ態度を改めなければなりません。世界の平和といふやうなことを考へることは今迄禁止されてはをりませんでしたけれども(中略) 平和主義は危険思想であるかのやうな風に考へられてをりました。真理のことを云々する者がありましたけれども、国家に結びつけないで真理を云々することは事実上禁止せられてをったやうなものであります。」⁵⁾

(2) では、価値判断の基準とすべき「世界人類的な精神」とは具体的には何であるか。その精神こそ平和主義・民主主義の精神にほかならない。このことについて、田中がこの講演のなかで明確に述べたとは必ずしもいえないけれども、つぎのような箇所からもそれを十分に読み取ることができるの

ではないか。

「人間の人格が尊重せられなければならないとか、或は真理を愛好しなければならない、我々は全身全霊を以て真理に身を捧げなければならない、といふやうなこと、又平和は如何なる犠牲を払ってもこれは達成しなければならない、といふやうな事柄は古今東西を通じて変らない真理である、さういふ風に考へなければならないと思ふのであります。さういふやうな気持を以て我々は教育しなければならないのであります。今日は民主主義、平和主義の時代だが、又これは変るかも知れない、暫く時期を待たう、といふやうな態度で我々が若しあるならば非常な誤りである。さういふ態度では本当の教育は出来ないと思ふのであります。」⁶⁾

「民主主義こそ、或は平和主義こそ本当の真理である、従つて今迄は誤つてをったのである、といふことをはっきり皆さん方が子供達に対して説明して頂きたいのであります。これは決して御遠慮せられる必要はないのです。教育者は自分達の権威を以てさう信じ、さう断言せられなければならないません。若し躊躇しておいでになるならば勇敢に悪かったことは悪かった、今迄の日本の国策は間違つてをったのだ、これからは誤りを改めてスタートするのであるといふことをはっきり言って頂きたいものと此処でお願いして置く訳であります。」⁶⁾

「世界人類、皆これは共に同胞であります。どの国もいゝ所を持つてゐる、欠点も持つてをりますけれどもいゝ所を持つてをる、お互ひにその短を捨て長を取り、さうして世界共々にこの未だ不完全な国際関係を益々完全なものにして行く、最も平和的なものにして行くといふことに日本は努力しなければならない訳であります。さういふ気持からして考へて見ますと日本の今迄の教育は世界人類的世界同胞の理念を涵養するには極めて欠けてをりました。これこそ大いに今後力を入れなければならない所があります。今迄軍国主義、過激国家主義的要素が教育の面を蔽つてをりました。その蔽ひを取り除けて了つて、あと何が残るか。我々はしっかりし

た、何ものによっても動かない真理、古今東西を通じて変らない真理を把握しなければならぬのであります。我々は、その真理の一種として、世界人類的理念を涵養することを強調したのであります。』⁷⁾

これまでの誤った軍国主義・国家主義の教育を一掃して、世界人類的理念に立った教育に、より具体的には平和主義・民主主義の教育に、確信をもって取り組むよう求めたものである。田中耕太郎が、世界人類的理念として、「何ものによっても動かない真理、古今東西を通じて変らない真理」として、平和主義・民主主義の思想を考えていただろうことが考えられるのである。

(3) さて、田中の教育観はそのようなものであったから、かれはこの教育観によって連合軍側の対日教育政策に対応することになった。したがってその対応は、極めて主体的なものであって、けっして卑屈に陥ったものなどではなかったのである。かえって田中は、世界人類的理念に立つ教育を「我々は不幸にして独力をもって為し遂げることが出来なかった」こと、あるいは「独力でもってこの民主主義的、或は平和主義的の革命といふものを遂行するといふことは困難」であること、「不幸にして我々は我々の実力をもってそれを実現することが出来ないやうな状態にある」のであって「若しそれが出来たならば、かういふ不合理な戦争といふものは始めなかった」であろうこと、等々を理由にして、むしろ「虚心坦懐に連合軍側の援助を求むべきであります」という態度をとったのである。

「若し連合軍側が正しくないのならば我々は死を賭しても争はなければなりません。正しいのならば大いに協力し、又助力を受けるに何も遠慮する必要はないのであります。連合軍側においてポツダム宣言に則り日本の国家を民主主義的、平和主義的のものとしやうと努力してをる、若し民主主義的の原理、平和主義的の原理が、これが本当に正しい、本当の真理に適合してをるといふことであるならば、虚心坦懐に連合軍側の援助を求むべきであります。』⁸⁾

「要するに良いことなら良いことについて他人の協力を欲するのに何も遠

慮する必要はないのであります。嫌々ながら服従してをるのであってはならない。(中略)若し民主主義とか或は平和主義といふものが、これが正しいものであるとするならば、陛下の御命令を待たずして、又連合軍側の要求を待たずして、ポツダム宣言があらうが無からうが、それに拘らず我々は努力しなければならない訳です。』⁸⁾

要するに田中は、「渾身の情熱を注ぐ」べき真理として平和主義・民主主義をとらえていたから、「我々は民主主義とか或は平和主義とかいふものが真に人類の一員としての又国民としての目標であるといふことを、真理は其処にあるのだといふことについての確信から出発して物事を考へなければならぬ』⁹⁾とか、「連合国側が強制してをるのであるといふやうな意味に於いて民主主義又は平和主義の目標を掲げるのではないといふことをはっきり自覚しなければならないと思ふ』⁹⁾などと、再三にわたってくり返すことになったのである。つまり田中は、世界人類的理念、より具体的には平和主義・民主主義の理念に厳格にてらしながら、戦前日本を反省したり、連合国側の対日政策に対応したり、首尾一貫した姿勢をとって戦後教育改革を指導していったと解されるのである。平和主義・民主主義の目標を掲げるのは「連合国側が強制してをるからではない」「押しつけられたからではない」のである。さらに、田中はいっている。

「我々教育者にとって最も大切な点は、被教育者をして、生徒や学童をして、この点(民主主義・平和主義こそが真理であるということ)を理解せしめることにありはしないかと思ふのであります。問題は詰り真理といふものは果して存在するかどうかといふ所に帰着するのであります。仮りに真理といふものが存在するものと認められるならば、その真理の探求、又真理に対して身を捧げるといふことに渾身の情熱を注ぐといふことでなければなりません。その真理の立場からして我々は既往において日本国民が為して来た所のことがこの真理の尺度に合致してをるかどうかといふことを反省しなければなりません。』⁹⁾

真理の尺度にてらして戦前日本の行為を反省し、その真理を児童・生徒に理解せしめ、真理に沿って敗戦後の教育改革をすすめようと、つよく提唱したものである。

(4) この田中講演「教育に於ける権威と自由」は、敗戦後の占領下、文部省がどのような姿勢で教育改革にあたったか、その主体的姿勢をよく示しているだけではなく、加えて、① 戦前日本が「非常な罪悪を犯して来た」「不道徳な政策を遂行した」ことをはっきりと認め、② 国家が「道義に反する」「道義を破る」政策を遂行することを許した原因を国民大衆の道徳＝価値判断の水準の低下に求めながら、③ 平和主義・民主主義の思想形成を戦後日本の教育の根本課題とするように求めた、という3点からも、刮目に値する講演であった。国家主義の教育を世界人類的理念に立った教育に根本的に転換することこそ、戦後日本の教育改革の課題であり、教基法制の基調に据えられる根本精神であることを、戦前日本の国政・教育への深い反省に立って明示したものであったといえよう。国政に対して「道義に服する」ことを要求する国民の育成、これこそが教基法制下の教育への核心的要請であるといわなくてはならない。

〔註〕

- 1) 堀尾輝久編『教育の理念と目的』教育基本法文献選集2, 学陽書房, 29-43ページ所収。
- 2) 同上, 31 ページ。
- 3) 同上, 32 ページ。
- 4) 同上, 36 ページ。
- 5) 同上, 36-37 ページ。
- 6) 同上, 37-38 ページ。
- 7) 同上, 38-39 ページ。
- 8) 同上, 34 ページ。
- 9) 同上, 35 ページ。

第3節（続き） 1982年文部省検定に対する 国際的批判の経過等（5）

—1982・8・13～'82・8・14—

1982年夏の文部省教科書検定に対する批判をもっとも強烈に行った中国政府は、すでに現在、その検定批判については矛をおさめてしまったけれども、なお80年代日本の国政（それこそ文部省検定をして「歴史の改ざん」を強要したものである）に対する強い警戒の念を持ち続けていることを、機会あるごとに明らかにしている。その意味で、教科書検定批判（あるいはそれに類する教育政策ないし国政への批判）が再燃する可能性は、83年検定の実態等からみて、依然として存在しているといわなくてはならない。その後の中国政府筋の80年代日本国政批判の若干の事例をあげておこう。

中国政府筋からの82年教科書検定への批判は、80年代日本での軍国主義の復活への警戒に発するものであったが、この警戒はその後も少しも解かれてはいない。昨1983年11月23日に来日した中国共産党の胡耀邦総書記が翌24日の日中首脳会談の席上、日本軍国主義復活に懸念を表明したことは周知の事実であるが、中国側は83年8月20日付の新華社通信および翌8月21日付『人民日報』にも論評「前事を忘れず、後事の戒めとする」を発表し、日本軍国主義復活に対し警告しているのである。それは「中国を含むアジア・太平洋地域の各国人民は、過去の日本軍国主義がもたらした災いを忘れていない。彼らは日本がどこへ行くかを注視しており、日本軍国主義復活の兆しはこの地域に不安をもたらす」と指摘している。まさにこの懸念・警告こそ、中国が日本の1982年文部省検定に対する批判の基礎に据えていた懸念であったから、かの検定批判の矛をおさめた現在なお、その批判の基礎にあるものは依然として氷解していないことを示している¹⁾。文部省教科書検定批判に類する80年代日本の国政批判が再燃し爆発する可能性は、依然

存在している、あるいはさらに増大している、といわなくてはならない²⁾。

〔註〕

- 1) この種の懸念ないし警戒心は、もちろんその他の ASEAN 諸国の民衆のあいだにも拡大しており、外務省の ASEAN 各国対日世論調査が明らかにした(『朝日』83年11月4日付、『毎日』同日付)ところである。それによれば、日本の軍事大国化への懸念はむしろ拡大傾向にある。その世論調査より。

対日世論調査結果

	タイ	マレーシア	シンガポール	インドネシア	フィリピン
軍事大国とはならないだろう	22% (26)	48% (45)	46% (35)	65% (—)	60% (63)
軍事大国になるだろう	54 (55)	37 (30)	35 (25)	19 (—)	28 (29)
わからない	24 (19)	15 (25)	19 (40)	16 (—)	12 (8)

() 内は 1978 年調査、数字は 1983 年 3~4 月の調査。

- 2) この国際的批判の研究方法论に関することにつき、ぼつぼつ順次に論及していかなくてはならない。次回「IIの7」にはその一部を収録して、国際的批判が指摘し批判したのは何であったか、少しでも明らかにしてみたい。

8・13 韓国政府が「桜内外相発言は微温的にすぎる」と不満を表明。

8・12「外相所見」を発表した桜内外相は、8月13日午前、韓国のKBSテレビ(韓国放送公社)のインタビューに応じ、この所見の線に沿って見解を表明し、「両国の関係が国交回復の時の日韓共同コミュニケに基づくという、わが国の方針ははっきりしている。反省すべきところは反省し、責任を感じべき点は感ずる。各分野においてあるいは批判を受けることもあろう。そういうことは速やかに姿勢を正す」「中国などアジア諸国から、また米国でも意見が出ている現状であり、国内は国内で検定制度は長い経緯のもとにつくられた制度だ。諸情勢を総合し、国内体制を円滑にするには若干の日時を要する」などと述べた。

この見解に対して、韓国政府と与党・民生党が13日夜に政策調整会議を

開き、そこで「微温的にすぎ満足しかねる」との意見がつよく出された結果、日本政府に対していっそう明確で責任ある措置をとるよう働きかけることになったもの。

8・13 中国の新華社通信が松野長官を名指しで批判。

新華社記者論評「現代の最も荒唐無稽な歴史観——松野幸泰の8月9日の発言を評す」は、松野長官の名古屋での「民族の歴史観はそれぞれ違い、互いに深く追及すべきではない」との発言を紹介し、「松野の歴史観によると、歴史的事件の是非は思いのままに評価を下してよく、各民族はその立場によって歴史を勝手に書き換えてもよいことになる」「彼の論理に従えば、日本は東条英機を英雄とし、侵略戦争を“極めてよいこと”とし、西独はヒトラーを英雄視すべきだ、ということになる。現代最大のでたらめだ」「松野の再度にわたる暴言は、重要な警戒信号だ。軍国主義復活勢力の圧力の下に、一部の日本権力者の偏見がこれほど重大なものとなっていることを示すからだ」等々と批判。

この新華社通信の論評は、日本の外務・文部両省局長と中国側との会談後初めてのもの。

8・13 社会科教科書執筆者懇談会準備会が発足。

結成された同準備会（代表世話人、佐々木潤之介・一橋大教授ら3名）は、9月4日の「懇談会」結成に向けて全国の社会科教科書執筆者約900人に参加を呼びかけること、政府・文部省に検定制度の廃止、検定により削除・改ざんされた部分の書き換え、等を要求すること、これまでの教科書づくりが密室で行われたことを批判し、国民とともに教科書のあり方を考え教科書づくりを行う立場に立つこと、などを決定。同準備会名で出された声明は、「私たちは一貫して戦争の惨禍、戦争責任、植民地支配と“侵略”の非道さを教科書に明記し、平和を愛し、真に国際理解に支えられた次代の国民を育てあげてを願って来た。しかし文部省の検定が強権的に教科書を書き改めさせて来た。非常な残念さと責任を痛感する」とし、とりあえず短期的には、①

国際的批判の対象になっている諸問題については、書き換えを認め、その書き換えは執筆者の自主判断にゆだねること、② 書き換えは明年度の使用に間に合わせることを前提にして、適正な措置をとること、等々を要求し、長期的には教科書検定・採択制度の根本的な再検討を要求する、としている。

教科書執筆者の横断的な組織をつくるのはこれが最初の試みで、準備会メンバーは「これまでバラバラだった執筆者が情報を交換し合うことで、実質的に検定過程の公開ができるようにもしたい」と語る。

8・13 出版労連が記述改善等で文相に申し入れ。

出版労連(檜橋国武委員長)の文相への申し入れ書は、記述の改善、過去の侵略行為を反省し教育行政の根幹に憲法と教基法を据えること、その立場から検定制度の抜本的改善をはかること、を要求し、①「侵略」などの歴史的事実の記述を改ざんさせたことを反省し、指示を取り消す、② 執筆者、発行者が記述の訂正を申し入れた場合は応ずる、③ 検定過程を公開する、④ 中教審の審議を中断し、教科書統制につながる一切の政策をおこなわない、の4点を申し入れたもの。

8・13 韓国・ソウル大教授の李元淳(イー・ウォンスン)氏が、『毎日』記者のインタビューに応じ、教科書検定問題で日本政府を批判。

李氏は歴史教育学者として、1965年以來、日本の教科書是正に努力し、1977年には論文「日本の教科書における韓国史の問題」を発表し日本の歴史教育のゆがみを論証。『毎日』記者との一問一答のなかから。

—日本の教科書問題をどう受けとめているか。

「私たち学者のこれまでの努力がすべて水の泡になった。何か虚脱状態にある。日本にとって最悪の結果を生んだのではないだろうか。文部省がこの事実には気付いていないのがなお悲劇だ。」

—具体的にはどういうことか。

「これまで、韓国の歴史学者はもとより政府関係者も日本の教科書問題は、著者と出版社にあると考えてきた。このため、著者、出版社との交流を続けてきた。ところが、今回の事件で日本政府が意図的に“わい曲”していることが明らかになった。問題はわれわれ学者の手を離れてすっかり政治問題になってしまった。」

——日本政府は何をすべきか。

「まず無条件に教科書を是正すべきだ。これがない限り学問や歴史問題として論じられない。日本政府が政治問題にすりかえてしまった。関係国はもとより、日本国内でも意見の交換や歴史学術討論なしに、文部省が歴史を政治決定してしまった。」

——8月15日がまためぐってきた。日韓関係にとっては、不幸な記念の日だが。

「日本に一度でよいから考えて欲しいのは、被害者と加害者の立場を踏まえて物を考えることだ。戦後の日本に必要なのは『一億総ざんげ』のスローガンではなく、『被害者の立場に立とう』であるべきだった。」

——日本の一部政治家の発言をどう考えるか。

「松野国土庁長官の発言は、子どもじみた発想だ。日本政府が愛国心を評価しようとする意図は理解できる。しかし、他国を足げにしておきながら、これを美化し合理化することで愛国心を高めようというのは、大変不幸なことだ。」

李氏のここでの発言（『毎日』82年8月13日付「外から見た『教科書』2」）は、政治的・行政的な教科書内容支配に対する批判にとどまるものではなく、「被害者と加害者の立場を踏まえて物を考えること」を、より具体的には「被害者の立場に立つ」ことを、われわれに要求している点で、深く考えてみるに値する。被害者の立場から、あらためて日本の戦後史を見直してみることを、つよく求めたものだからである。

8・13 「修正しない」旨を自民党文教議員と文部省首脳が確認。

自民党の海部俊樹文教制度調査会長、石橋一弥文部会長らは、文部省の三角哲生事務次官、鈴木勲初中局長らと話し合い、中国から帰国した大崎局長から中国側との協議の結果を聞いたあと、今後の対応について協議し、①教科書全体を読んでもらえば両国との友好関係推進の立場で書かれていることは理解してもらえる、②中国は検定制度は日本の国内問題とっており、文部省としては記述再修正には応じられない、③記述再修正を行わない範囲内での打開策を探る、の3点を確認。この会合には、ほかに自民党側から、森喜朗（前文部会長）、西岡武夫、藤波孝生（ともに元同部会長）、三塚博（教科書問題小委員長）の各氏が出席。

8・14 中国の北京放送が評論員論文「中日人民の友好を発展させ、軍

国主義の復活を警戒しよう」を伝える。

放送された同論文の内容。1, われわれは日本の一部の人々が歴史の教訓をくみ取っておらず、依然として軍国主義の野心を抱いていることをはっきり見てとることができる。日本の文部省は教科書検定に当たり、歴史を公然と改ざんし、日本軍国主義を美化した。大戦犯、東条英機の亡霊を呼び戻すための映画「大日本帝国」が最近日本で公開された。これらは偶然の孤立した現象ではけっしてなく、一部の右翼分子が日本軍国主義復活を意図していることを示している。1, 中日両国と両国人民は子々孫々友好的につき合っていかななくてはならない。しかし、中日友好協力事業の発展のためには、中日両国人民が共に努力し、絶えず警戒心を高め、日本軍国主義復活を意図する動きを時を移さず打ち負かさなくてはならない。

8・14 中国『人民日報』の解説記事「日本の教科書検定の前後」が「16年前から逆行の動き」と指摘。

同解説記事は、教科書問題につき「突然発生したようにみえるが、歴史の潮流に反する潜流は日本で早くから蠢動しゅんどうしていた」と述べ、文部省が1966年の学習指導要領などで天皇の地位を強調し「国家の象徴(天皇)に対する敬愛の念」を培うよう求めていたことを「逆コース」の一例として挙げ、また、1948年に検定制が実施されて以来の動きを紹介し、とくに66年検定の際、文部省が「太平洋戦争」を「大東亜戦争」に改めさせようとしたことなどにも触れ、自民党による80年代教科書内容「偏向」キャンペーンに言及しながら「日本の教科書問題は實際上、どのような思想で子孫を教育するか、日本が今後どのような道を歩むかの問題であり、同時に日本が結局、アジア太平洋地域の各国と相互理解を深め、永続的な友好関係を樹立していけるかどうかにかかわる問題だ」と指摘。

8・14 中国での教科書検定批判キャンペーン、さらに拡大。

橋本外務省情文局長・大橋文部省学術国際局長が13日に帰国した後も、日本政府の対応が明確化しないなか、とりわけ日本敗戦記念日の8・15を前

に検定批判のトーンは一段と高まり、8月14日付の『人民日報』は松野国土庁長官の発言を「現代で最も荒唐無稽な歴史観」と同長官を名指して批判し、『中国青年報』は「軍国主義の亡霊の復活を警戒せよ」と題する長論文を掲げ、中日友好を願う我々の「願望がいかに善良であり、その願いが中日両国人民の利益に一致するものであるとしても、日本軍国主義の亡霊はよみがえり、我々に教訓を与えた」と、日本が中日友好を裏切ったことをかたがない激しい言葉で批判し、『中国青年報』は日本の中国侵略の歴史・史実を特集した。

8・14 韓国ソウルで日本教科書「火刑式」。

大韓行政書司会ソウル市連合会会員200余人は、鍾路二街のパゴダ公園で日本教科書わい曲糾弾大会を開き、日本政府に対しわい曲された部分の是正を要求して5項目の決議文を採択し、その後「日本教科書火刑式」を行う。

8・14 モスクワ放送が論評「日本軍国化の復活警戒」を伝える。

同放送は、ユーリ・アフォーニン評論員の解説を伝え、日本軍国主義が粉碎されて37年たった現在、日本を再び広範な軍国化の道に立たせようと狙っている国内勢力の活動がますます積極化し、その活動はさまざまな面に明確に現れるようになったと指摘し、日本の教科書検定で日本軍国主義の侵略戦争の事実が書き換えられたことは「軍国主義・反動勢力」の動きが活発になっていることの一つの例証である、と論評。同放送は、教科書改訂が軍国主義化の動きの唯一の例ではないと述べ、①自民党内の一定勢力が戦争放棄をうたった憲法第9条の「改正」を目指している、②戦犯・東条英機らの記念碑が建てられ、日本軍国主義の思想的シンボルの一つである「靖国神社」にかれらをまつている、③首相をはじめ政府閣僚が「靖国神社」参拝を行うようになった、などの事例を列挙。

8・14 ソビエト政府機関紙『イズベスチヤ』が日本の「56中業」に警告。

同機関紙は、日本国防会議が先に承認した「次期防衛力整備5カ年計画」

(56 中期業務見積もり) について論評し、「東京は新しい軍事計画を承認することによって『限定核戦争』の概念の上に築かれているワシントンの戦略に国を直接引きずり込む方向に重大な一步を踏み出そうとしている。日本の支配層は米国の「弟分」といった役割で太平洋地域のアジア部分における緊張激化に加担し、そうすることによって、日本自身はその最初の犠牲者になるかもしれない熱核紛争の脅威の増大をも促進している」と警告。また、ワシントンは軍事的パートナーとして日本に重要な地位を与え、その冒険的戦略計画を極東地域で実現するために日本の軍隊を利用しようと考えていると述べ、改めて「日米軍事同盟」の危険性を強調。

8・14 タイの各紙が日本文部省検定による歴史改ざんを批判。

タイの4新聞はそれぞれ社説を発表し、文部省による「侵略史の改ざん」を批判し、中日両国およびアジア諸国の人民と団結して、日本軍国主義の復活を防止しようなどと呼びかけている。『ネーション・レビュー』社説は「日本政府はこの犯罪的な歴史の再演を防止するために、青少年に日本が中国、朝鮮などの国を侵略した真実の歴史を知らせるべきである」と指摘。『ニュー・チャイニーズ・デイリー・ニューズ』社説は、中日両国およびアジア諸国の人民が団結して、日本政府に歴史教科書を改正させ、映画「大日本帝国」の上映を禁止させ、軍国主義復活の逆流を阻止させよう、と呼びかけ。『中華日報』社説は「軍国主義復活の逆流は、日本の有識者および正義の世論の反対を受けており、鈴木内閣にとっても一種の厳しい試練である。軍国主義の再復活を容認するようなことになれば、日本人民にひどい災いをもたらすであろう」と指摘。『星暹日報』社説は、日本文部省が誤りをすみやかに正すよう要求するとともに、この問題が日本と近隣諸国との友好関係の発展に危害を及ぼさないようにするために、日本の官民の賢明な人びとが必ず文部省がつくり出した難題を解決するに違いない、と指摘。

8・14 『朝日』等が「教科書検定」問題の事件につき、史実を再録。

『朝日』82年8月14日付は、「満州事変」、蘆溝橋事件、南京大虐殺、3・1

運動，強制連行，日本語使用・創氏改名，の6つの事件について史実を解明。『赤旗』82年8月11日付は，3・1独立運動，創氏改名，南京大虐殺，強制連行，の4つの事件について文部省見解を批判し，1930年代における朝鮮での日本軍の蛮行を伝える写真を掲載。

8・14 元出征兵士らでつくる「中国帰還者連絡会」（正統）が「私たちは“侵略”した」と，文部省批判の抗議集会。

同連絡会は，「北支派遣軍」第59師団（衣部隊），同第35師団（藤部隊）の元出征兵士ら約350人で組織されたもので，当時の実態を自らあばく出版*や親善交流活動を4半世紀にわたり続けている。「私たちは非戦闘員の中国民衆に“苦力（クーラー）狩り”をし，焼き，殺し，奪い尽くす戦闘（三光作戦）をしかけた。これを侵略といわずに何というのか」「侵略軍であったことは紛れもない事実と，実行者のわれわれが認識しているのに，文部省の『進出』には，個々のいまわしい事実をきれいに流し去った軽々しい意味合いしか感じることができない」等々が会員による文部省批判。

※ 同連絡会による出版物の事例。

『侵略——従軍兵士の証言』日中出版・1975年，『侵略——中国における日本戦犯の告白』新読書社・1958年初版・1982年新版，島村三郎『中国から帰った戦犯』日中出版・1975年，『新編，三光』光文社・1982年，等。

なお，日中戦争（15年戦争）期における日本軍による侵略・略奪・虐殺などの犯罪行為についての記録は多数あるが，そのうちの若干を以下に列挙しておく。

洞富雄『南京大虐殺』徳間書店・1982年，石飛仁『中国人強制連行の記録』太平出版社・1973年，森山康平『三光作戦』新人物往来社・1975年，本多勝一『中国の旅』朝日新聞社・1972年，同『中国の日本軍』創樹社・1972年，平岡正明『日本人は中国で何をしたか』潮出版社・1972年，同『中国人は日本で何をされたか』潮出版社・1973年，森村誠一『悪魔の飽食』光文社・1981年，等。